

第 32 回

パリ協定とは？ SBT とは？ ～自主的な削減目標を持つ企業による、ク レジットの活用の増加～

本コラムでは、脱炭素社会の実現に向けたJクレジットの活用方法についてこれまでも取り上げてきましたが、本年10月26日に菅総理より「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことが宣言され、今後ますますカーボンニュートラルの実現に向けた動きが加速することが予想されます。このコラムでも、引き続き、話題の情報をお届けいたします。

今回は、パリ協定が求める水準で企業が設定する中長期的な削減目標であるSBT（Science Based Targets）の達成に向けた、クレジット活用の取組についてご紹介します。

2015年に採択されたパリ協定は、2020年以降に世界が取り組むべき温暖化対策の目標などを取り決めた国際的な枠組みです。パリ協定では、最新の気候科学に基づき、産業革命以来の地球の気温上昇を、今世紀後半までに2℃よりも十分低く抑え、1.5℃を目指すことに合意しています。また、そのための行動目標として、長期的に人類の活動から出す排出量と吸収するCO₂の量を同量にしてバランスをとること、つまり、今世紀後半までに経済活動や日常生活で排出する実排出量をゼロに近づけることを掲げています。

パリ協定の目標の実現のためには、企業をはじめとする非政府主体の自主的な削減の取組が不可欠となりますが、先進的な企業においては、このパリ協定の合意内容に基づき、長期的な削減目標（SBT）を策定する動きが加速しています。SBTは、パリ協定が合意した「世界の気温上昇を産業革命前より2℃を十分に下回り、また1.5℃に抑える水準」と整合した、企業の中長期的な削減目標のことです。

SBT目標を設定することで、その企業の気候変動への取組姿勢が発信され、社会的な信頼性や投資家からの評価の向上にもつながります。

SBTへの取組の動きは年々広がっており、国内では75社が認定を受けています（2020年10月13日現在）。また、今年4月から、SBTの申請手段として、手続きが簡略化された「中小企業向けの申請ルート」が設けられたことから、今後、中小企業の間でもSBT目標設定の動きが広がることが期待されます。

SBT目標達成に向け、企業は省エネや再エネなどさまざまな手段を駆使して排出量の削減に取り組むことを求められますが、その中でも、再生可能エネルギーは、企業の電力使用に伴う排出量を削減するための手段として注目されています。再生可能エネルギーの調達については、自家発電や、電力小売事業者からの再エネ由来の電力メニュー購

入などさまざまな方法がありますが、EACs（Energy Attribute Certificates 「エネルギー属性証明書」）と呼ばれる、再生可能エネルギーの環境価値を電力から切り離して取引される証書を購入することも、再生可能エネルギー調達の有力な選択肢の一つです。

EACsは、GHGプロトコル（※温室効果ガスの国際的な算定・報告の基準）の中でも、削減手段として認められており、企業がEACsを取得し価値を主張することで、自社が使用したエネルギーは再生エネルギーで賄われたとみなされます。一般的にはグリーン電力証書、非化石証書などが該当しますが、国内においては、再エネ系JクレジットについてもEACsとして認められており、SBT達成に向けた排出量削減に用いることもできます。

Jクレジットは、カーボンオフセットや温対法に基づく報告、低炭素社会実行計画の目標達成などさまざまな用途がありますが、再エネ系Jクレジットは、さらにEACsとしての価値も持ち、国際的な基準に則り温室効果ガス削減の主張ができることは非常に大きな利点と言えます。こうしたことから、Jクレジットの中でも、再エネ系のクレジットは近年その需要が高まっています。

【ソフト支援事業実施機関】

株式会社ウェイトボックス

Tel：052-265-5902 Fax：052-265-5903

E-mail：info@wastebox.net

中部Jクレ コラム バックナンバー

<http://www.chubu.meti.go.jp/d34j-credit/platform/column/column.html>